

# 所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例及び所沢市立 老人憩の家設置及び管理条例の一部改正に対する御意見と 市の考え方

所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例及び所沢市立老人憩の家設置及び管理条例の一部改正について、皆様からお寄せいただいた御意見の内容と御意見に対する市の考え方を公表します。

御意見をいただきました皆様の御協力に厚く御礼申し上げます。

令和7年1月15日

所沢市福祉部高齢者支援課

電話：04-2998-9120

FAX：04-2998-9138

E-mail：[a9120@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9120@city.tokorozawa.lg.jp)

## 1 募集の概要

### (1) 募集期間

令和6年11月5日（火）から令和6年12月6日（金）まで

### (2) 受付方法

電子申請、電子メール、直接持参、郵送、FAX、電子メール

## 2 募集結果

### (1) 応募件数

11件（個人11名）

#### 【内訳】

電子申請6件、電子メール3件、直接持参1件、FAX1件

### (2) 御意見の件数

18件

所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例及び所沢市立老人憩の家設置及び管理条例の一部改正に係る(素案)へのパブリックコメント手続応募一覧

No.	項目	御意見	市の考え方
1	1	<p>今回の変更自体には異論ありませんが、同じような条例が下記の2つの条例に分かれており、わかりづらいと感じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例</li> <li>・所沢市立老人憩の家設置及び管理条例</li> </ul> <p>これを機に、下記の2つの条例を、1つの条例に統合していただけますか？</p> <p>所沢市では1つに統合できそうな条例なのに、複数の条例に分かれているものが他にもございます。</p> <p>複数の条例に分かれていると、わかりづらくなります。</p> <p>条例はわかりやすくして欲しいと思います。</p> <p>人口減に伴い、所沢市の職員数もいずれは減員せざる得ないと思います。</p> <p>条例をわかりやすくしておけば、そのときの担当職員の負担を少しでも減少させることができると思います。</p> <p>わかりづらい条例は、実際に業務を行う職員にとっても、市民にとっても、良くないと思います。</p> <p>このような条例改定の際に、統合していただければと思います。</p> <p>条例統合は一時的に工数がかかるとは思いますが、将来を考えれば、十分ペイできると思います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>今後の施設の在り方を検討する中で必要に応じて対応してまいります。</p>

所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例及び所沢市立老人憩の家設置及び管理条例の一部改正に係る(素案)へのパブリックコメント手続応募一覧

No.	項目	御意見	市の考え方
2	2	<p>コロナが終わって、かつての仲間と会えると思っていました。</p> <p>以下に浴場施設の存続の理由を書きました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所沢最後の公共銭湯の弘法の湯はすでに廃業してしまいました。</li> <li>2. 福祉センターのお風呂での仲間たちとの団欒を楽しみにしていました。</li> <li>3. 数少ない人間関係を作る環境がなくなります。</li> <li>4. 話をしたり、聞いたりする機会が失われます。ますます孤独になります。</li> <li>5. お風呂に入るためにセンターに行くことがなくなり、運動量が減ります。気がなえてしまうのです。</li> <li>6. 精神的・肉体的にもはつらつとした心がなくなります。</li> </ol> <p>自分自身なるだけ動くように心がけています。今73ですが、明らかに行動範囲が狭くなり会話をする機会がぐっと減りました。だんだんと外に出るのがおっくうになり、言葉を発することがなくなりました。子供たち、お孫さんが近くにいる人たちはそうではないのかとも思いますが……。センターでは趣味のグループを作り活動しています。温泉巡りが趣味の人がいるように銭湯に入るのが趣味の人もいるのですよ。是非とも考え直してください。少なくとも廃止条例は作らないように望みます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>浴場の廃止は、社会状況とともに高齢者の意識やライフスタイルも大きく変化していること等を踏まえたものでございます。</p> <p>老人福祉センター及び老人憩の家は、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜の供与等を目的としており、健康相談事業のほか、集会室、園庭等で様々な事業を行っております。</p> <p>引き続き魅力ある施設の運営に努めてまいりますので、これらの利用をご検討ください。</p>

所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例及び所沢市立老人憩の家設置及び管理条例の一部改正に係る(素案)へのパブリックコメント手続応募一覧

No.	項目	御意見	市の考え方
3	3	<p>老人福祉センター・憩いの家の浴場の継続を望みます。</p> <p>1、銭湯は昔から地域住民の交流の場。市内唯一の銭湯も廃業になった。</p> <p>新たなコミュニティの構築が期待される。</p> <p>2、見守り機能。一人暮らしの高齢者は公の場での入浴で、未然に孤立死や事故を防ぐ安心感がある。</p> <p>介護保険制度の見直しにより、介護認定が厳しくなり、介護保険で入浴サービス等を利用しづらい。</p> <p>利用者の水道光熱費の負担軽減、水回りの清掃など、虚弱高齢者に入浴サービスは有難い。</p> <p>3、入浴時の事故を防ぐために、手すりを設ける、お湯の温度を一定にして、利用者が勝手に変えられないようにする。</p> <p>4、感染対策として、利用者が減少しているなら、密になる心配はない。もし利用者が増えたら、整理券を発行して蜜を避ける。</p> <p>5、真夏日が多くなった。運動系サークル(踊り・グラウンドゴルフ等)活動後、せめてシャワーくらい使いたい。</p> <p>6、災害時の活用。過去に水害被災市民が「さくら荘」を利用したり、東日本震災後は、とみおか荘を被災者に提供できた。実際に所沢市民が被災した場合、市はどのような準備をしているのか?具体的に他市との連携が進んでいるのか?</p> <p>社会福祉法人任せでなく、市民の生活を守ってほしい。借り上げ仮設等の準備はあるのか。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>浴場の廃止は、社会状況とともに高齢者の意識やライフスタイルも大きく変化していること等を踏まえたものでございます。</p> <p>浴場が利用できず生活に大きな支障がある方につきましては、民間サービスや介護サービス等をご案内するほか、適切な対応に努めてまいります。</p> <p>災害時の入浴施設につきましては、災害の種類や規模に応じて国や県からの応援や民間施設などの地域資源を活用して対応していくものと考えております。</p>

所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例及び所沢市立老人憩の家設置及び管理条例の一部改正に係る(素案)へのパブリックコメント手続応募一覧

No.	項目	御意見	市の考え方
4	4	<p>利用者アンケートによると、少なくない高齢者が浴場を利用していたと回答している。中には「家に風呂がない」「一人暮らし、見守りがいて安心」「利用者同士の交流」などの回答も見られる。</p> <p>少数であっても、これらの回答の方々を切り捨ててはいけない。これらの方々のデイサービス利用の実態など追跡調査が必要と思われる。</p> <p>所沢市にはいわゆる銭湯がなくなってしまった実態もある。</p> <p>令和7年3月末の廃止を前提にするのではなく、個別の実態を踏まえた丁寧な検討をされる必要があると考えます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>浴場を休止していた期間においても、生活に大きな支障があったとの相談はございませんでしたが、そのようなお話がありましたら、民間サービスや介護サービス等をご案内するなど、適切な対応に努めてまいります。</p>
5	5	<p>今回廃止の理由がいくつか挙げられていますが結局は経費削減が最大の理由のようにも受け取れます。これから高齢化社会になるに従って年金暮らしの方が多くなりますます風呂の需要が求められます。</p> <p>さらに廃止の理由とした事やいさかきもあったかと思いますが、古くから使用する高齢者がボスの存在を示した経過などあり職員が苦慮した経験も伺いましたが、現在は少なくなったとも聞いています。</p> <p>アンケートにみられる家に風呂がない、家の風呂より気持ちがいい、見守りが居て安心などは老人福祉センターを利用する大切な要素であり少数でもこのような高齢者のために残すべきと考えます。</p> <p>また厚労省の通達ではA型施設では風呂場は設置条件の1つでもあり廃止は違反とも考えられます。</p> <p>職員の皆さんが知恵を出して高齢者の大切な憩いの場所ともなっている風呂の廃止については見直しを求め意見とします。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>浴場の廃止は、社会状況とともに高齢者の意識やライフスタイルも大きく変化していること等を踏まえたものでございます。</p> <p>浴場を休止していた期間においても、生活に大きな支障があったとの相談はございませんでしたが、そのようなご相談があった際には、民間サービスや介護サービス等をご案内するなど適切な対応に努めてまいります。</p> <p>また、ご指摘の通知は技術的助言であり、A型の老人福祉センターにおいても、浴場の継続が義務付けられるものではないことは、県を通じて国にも確認しており、近隣でも既に廃止している自治体がございます。</p> <p>引き続き魅力ある施設の運営に努めてまいります。</p>

所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例及び所沢市立老人憩の家設置及び管理条例の一部改正に係る(素案)へのパブリックコメント手続応募一覧

No.	項目	御意見	市の考え方
6	6	<p>1. 介護保険等、高齢者事業全体の財政計画・調整が必要と思う。</p> <p>燃料高騰の下、費用対効果から浴場廃止はやむを得ないと思う。しかし、高齢者のおしゃべり・外出の場（住民の絆の場）が無くなり、介護保険認定を申請、「要支援」でデイサービスに通い始めた人もいる。市の燃料費が低下、介護保険負担は増加では、財政に対する浴場廃止のコスト削減は小さいと思う。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>浴場は、経常的な経費や近い将来に発生する改修費等の費用対効果を鑑みると、限られた財源を配分する必要性は低下していると考えております。</p> <p>老人福祉センター及び老人憩の家では、健康相談事業のほか、集会室、園庭等で様々な事業を行っており、引き続き魅力ある施設の運営に努めてまいります。</p> <p>また、浴場の廃止による介護保険財政への影響は極めて小さいものと考えておりますが、認定やサービス提供を適正に行うことを通じて健全な運営に努めてまいります。</p>
6	7	<p>2. 公共施設の縮減計画・調整が必要と思う。</p> <p>老人福祉センター等の全体利用率は半減している。同じく公共施設の公民館の学習室等も稼働率は5割程度と思う。</p> <p>昔に比べ、高齢者として趣味の多様化する中、施設の稼働率を上げるには、市側が魅力あるイベントを企画するか、ルール改正（利用対象者を広げる等）が必要と思う。</p> <p>老人福祉センターと公民館が隣接する所もあり、将来財政の点では、これら施設の統合も必要になると思う。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>新型コロナウイルスの蔓延に伴い、施設の利用が減少した部分もごございますが、今後の施設の在り方につきましては、高齢者の社会参加の拠点としての機能強化や多世代交流の場とするなど、より魅力がある施設となるよう引き続き検討してまいります。</p> <p>また、市の公共施設全体の在り方につきましては、公共施設マネジメントの中で取り組んでまいります。</p>
	8	<p>3. 停止当初に再開基準や検討時期を決めておくべきと思う。</p> <p>浴場利用停止時に「再開判断時期」や「基準（感染者数の状況等）」事前に判断基準や時期を決めておくべきと思う。</p> <p>それがないと、大きな判断や面倒な内容ほど先延ばしされやすく、いまだ未利用の旧庁舎跡地のような状況になると思う。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の蔓延につきましては、先の見通しが難しかったこともあり、高齢者の安全を最優先に考えて、非常時の対応として休止していたものでございます。</p> <p>浴場の廃止は、同感染症が感染症法上5類に移行して再開の是非を検討する中で、施設の将来の在り方や費用対効果を踏まえて判断したものでございます。</p>
	9	<p>1、厚生労働省の通達「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」にもA型の設ける設備として、浴場があげられている。よって、浴場は継続すべきではないか？</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の通知は技術的助言であり、A型の老人福祉センターにおいても、浴場の継続が義務付けられるものではないことは、県を通じて国にも確認しており、近隣でも既に廃止している自治体がございます。</p>

所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例及び所沢市立老人憩の家設置及び管理条例の一部改正に係る(素案)へのパブリックコメント手続応募一覧

No.	項目	御意見	市の考え方
10		2、老人福祉法において「老人福祉増進の責務」として、「3老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。」とある、浴場の撤退は福祉の後退ではないか？	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>老人福祉センター及び老人憩の家は、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜の供与等を目的としており、健康相談事業のほか、集会室、園庭等で様々な事業を行うなどにより、施設の目的は達せられるものと考えております。</p>
11		3、「今後について」で社会参加の拠点としての機能強化とあるが、集い入浴すること自体も重要な社会参加の1つであり継続すべきだと考える。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>老人福祉センター及び老人憩の家は、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜の供与等を目的としており、健康相談事業のほか、集会室、園庭等で様々な事業を行うなどにより、施設の目的は達せられるものと考えております。</p> <p>社会状況とともに高齢者の意識やライフスタイルも大きく変化していることから、介護予防、就労、社会参加、多世代交流などの観点を踏まえ、変化に応じた新たな取組を検討してまいります。</p>
7	12	<p>1 「老人福祉センター及び老人憩の家の運用変更について」というPDFについて、老人福祉センター・老人憩の家の利用者の推移」というデータがあり、「全施設利用者数」と「うち浴場施設使用者数」という項目がある。</p> <p>老人福祉センター及び老人憩の家の施設数は全体で12施設あり、その内浴場は8施設だが、「全施設利用者数」は12施設の利用者なのか、8施設の利用者なのか？</p> <p>12施設を分母としているのであれば、意図的に浴場の利用を少なく見せる為なのか？</p> <p>「前施設利用者」の「施設」は「老人福祉センター及び老人憩の家」を指しているが、「浴場施設」は「老人福祉センター及び老人憩の家」内の浴場を指しているのか。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>浴場のない施設の利用者も浴場のある施設を利用する場合もあることから、全施設利用者数を示したものでございます。浴場の利用者を少なく見せる意図はございません。</p> <p>資料「老人福祉センター及び老人憩の家の運用変更について」4の表中「うち浴場施設利用者数」の「浴場施設」は、老人福祉センター及び老人憩の家にある浴場を指したものでございます。</p>
	13	2 老人福祉の向上を目指すのならば、12施設で浴場を設置すべきではないか？	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>レクリエーションとしての浴場施設は、経常的な経費や近い将来に発生する改修費等の費用対効果を鑑みると、限られた財源を配分する必要性は低下していると考えております。</p>

所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例及び所沢市立老人憩の家設置及び管理条例の一部改正に係る(素案)へのパブリックコメント手続応募一覧

No.	項目	御意見	市の考え方
	14	3 浴場の廃止は災害時にもマイナスの影響を与えるのではないかと？	<p>貴重なご意見ありがとうございます。                      災害時の入浴施設につきましては、災害の種類や規模に応じて国や県からの応援や民間施設など地域資源を活用して対応していくものと考えております。</p>
8	15	<p>①老人憩の家、老人福祉センターの浴場利用をレクリエーションと定義していることは納得できない。健康維持の為に利用していると認識                      ②入浴時のトラブルを中止の原因としているが、廃止するための理由づけと危惧する。市内に公衆浴場はなく、使える浴場はコストが高い、介護保険活用できない高齢者で生活が厳しい方達の負担を軽減し、健康に過ごすために必要。                      ③アンケートは入浴施設のないところでも実施したので使ってないと答える数は多くなる。実態を知るために適切だったのでしょうか。                      ④老人憩の家、老人福祉センターが指定管理となり高齢者の実態を市が把握しにくくなっているのでは？きやまがおか荘はコミセンと指定管理のゾーニングをして以後使いにくいと思っていました。                      高齢化がすすむのにそっての対応は指定管理をやめ直営に戻すことが望ましい                      ⑤ところバスの無料化は中止して入浴施設の存続をすべき。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。                      ①入浴の効果として一般的に健康への効果があるとされておりますが、一人ひとりの利用者にとって適切な温度や入浴時間の管理、健康状態の確認等を行っていないため、浴場設置の主な目的はレクリエーションにあると考えております。                      ②入浴時のトラブルは、廃止を判断する上での理由の1つではありますが、これだけをもって廃止を判断したものではありません。                      浴場を休止していた期間においても、生活に大きな支障があったとの相談は受けておりません。そのような方がいた場合は、民間サービス、介護サービス等を案内するほか相談に応じてまいります。                      ③アンケート結果については、浴場のない施設の利用者も浴場のある施設を利用する場合があることから、全施設利用者を対象としたものでございます。                      ④指定管理においても、連絡、相談、モニタリング、アンケート等を通じて利用状況の把握と業務の質の向上に努めているところです。引き続き使いやすい施設の運営に努めてまいります。                      ⑤高齢者の生きがいに対する支援や助成については、市全体の財政状況や他の分野の行政サービスとの優先度合いとともに福祉サービスの中での必要性、費用対効果などを総合的に勘案し、判断してまいります。</p>



所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例及び所沢市立老人憩の家設置及び管理条例の一部改正に係る(素案)へのパブリックコメント手続応募一覧

No.	項目	御意見	市の考え方
9	16	<p>老人福祉センター等の設置及び管理条例の一部改正による浴場施設の廃止に賛成します。</p> <p>そもそも、老人福祉法による、対象者を60歳以上、使用料無し、と言う基本フレームが、平成12年の介護保険制度の開始より、時代にそぐわなくなっています。むしろ、介護保険制度に、入浴サービスが出来たことで、老人福祉法の浴場施設は、真っ先に見直すべきでした。嘗ての、厚生年金等の豊富な還元資金がある時代は、過ぎ去りました。寧ろ、高齢者が進むに従い、医療費の逼迫が、喫緊の課題です。こうした中、浴場施設の利用者の実態は、ごく限られた人達だけであり、運営上も、冬のレジオネラ菌の対策等で、難しい対応が必要です。以上により、老人福祉法の施設を見直すにあたり、まず、浴場施設を廃止することは、行政施策の流れとして、賛成出来るものと考えます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>高齢者施策のあり方については、いただいたご意見も参考に適宜見直してまいります。</p>
10	17	<p>コロナ禍前は、毎年5万人以上が利用しており、楽しみにしていた方もおられるのではないのでしょうか。全廃ということでは無く、利用状況を見て継続できるところは継続すべきと思います。</p> <p>廃止理由に、民間の施設が普及して来ていることがあげられていますが、そのような施設に行けない方も多いと思います。</p> <p>そのような方の声も充分聞いた上での判断をお願いしたい。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>アンケートの結果、社会状況とともに高齢者の意識やライフスタイルも大きく変化していること、費用対効果等を踏まえたものでございます。</p> <p>また、浴場を休止していた期間においても、生活に大きな支障があったとの相談はございませんでしたが、そのようなお話しがありましたら、民間サービスや介護サービス等をご案内するなど、適切な対応に努めてまいります。</p>
11	18	<p>コロナまで数年間お世話になりました。アスリエにはお風呂だけという人も多くいます。近所の方が羨ましい。アスリエでも古くなっているからか、シャワーや浴槽の水温が上がらない日がしょっちゅうですし家でもお風呂の管理は手間です。市でもお風呂の煩雑さには手を焼いていたものと察しています。コロナはいいきっかけでしたね。再開することがあったら又行きたいと思います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>老人福祉センター及び老人憩の家では、健康相談事業のほか、集会室、園庭等で様々な事業を行っており、引き続き魅力ある施設の運営に努めてまいりますのでこれらの利用をご検討ください。</p>